

# 農林土木委託業務特記仕様書

## (共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

## (共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## (成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

## (受発注者共同による品質確保)

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## (ウィークリースタンス)

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

#### **（Web検査【受注者希望型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

# 治山施設点検整備調査要領

## 1, 調査の目的

山地災害等の発生を未然に防止するため、既設の治山施設状況を的確に把握するとともに、治山施設の維持管理及び機能回復強化を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2, 調査の手法

別紙<治山施設現地点検チェックシート>に基づき現地での点検調査を行うこと。

また、クラック、破損、洗掘等が発見された施設は、別紙4-1「治山施設見取り図及び写真位置図(例)」に位置や規模等を記入整理すること。

なお施設状況の写真は必ず撮影し、別紙4-2「写真帳(例)」に整理すること。

### (a) 目視点検

各施設の点検項目に従い、施設の損傷、部材や材料の劣化状況を近接して観察するとともに、可能な場合には遠望により施工区域全体の現況を目視により点検する。

### (b) 損傷等の程度・規模の計測

施設に異常が認められた場合(軽微なものは除く)は、必要に応じてハンマー等の簡易な器具等を使用し部材や材料の劣化の進行状況を調査するとともに、メジャー、ポール等各種測定器具により、損傷の規模・程度を計測し、マーキングあるいは鋳を打つなど測定ポイントを明確にして、経過観察が容易となるよう、記録する。

### (c) 健全度評価

別紙<治山施設現地点検チェックシート>における施設の健全度評価は、定期点検及び必要に応じて実施される追加調査の結果に基づき、部位別に健全度を評価した上で、施設周辺の森林状況等も踏まえ、施設全体について総合的に健全度の評価を行うものとする。(治山施設個別施設計画策定マニュアル参照)

### (d) 点検施設の状況写真

点検調査で治山施設等の写真を撮影する場合は、別途の「治山施設点検整備調査写真撮影のポイント」を参考とする。なお、デジタルカメラによる高解像度な撮影を原則とする。

## 3, 留意事項

※保全対象に影響が懸念される施設の損傷及び早急な対策が必要な施設等については、監督員に遅滞なく報告すること。

※施設に直接影響を及ぼす木本類等については、監督員に報告すること。

※写真撮影の支障となる枝、小径木、草本等は、事前に処理してから撮影すること。

※GPSを携行し、施設の位置を特定すること。ただし、地形条件等で計測不能の場合は除く。

※写真の撮影年月日を正確に設定し、写真データに記録させること。

※石積構造物については、別紙5の「石積調査」も行うこと。

※点検にあたってはアクセス道路の状況など施設の立地条件、補修・補強をする場合の施工性など、今後の維持管理の参考となる内容についても、記述しておくこと。

※調査対象から除外できる施設については、治山施設個別施設計画策定マニュアルにある計画対象から除外できる施設に関する指針を参照とする。

# 治山施設点検整備調査写真撮影のポイント

## 溪間工

### ◆全景撮影（下流側より全景）

- ①下流側から構造物全体が見えるような位置、なるべく構造物の上流側が見えるように、やや高い位置にカメラを据えて撮る。
- ②溪床状況等が判る写真を撮る。
- ③構造物施工箇所を中心線上にポールを立てて撮る。

### ◆袖部撮影（左岸・右岸側）

- ①右岸・左岸部下流側のやや高い位置から撮る。
- ②袖の取付けと山腹面の傾斜等が判るように撮る。なるべく立体感が出るように撮る。
- ③堤名板を撮る。なお、文字の判読できること。
- ④下流側または上流側の問詰工等の施工状況をアップで撮る。

### ◆問詰工、護岸工等撮影(左岸・右岸・堤底)

- ①下流側または上流側の問詰工の状況をアップで撮る。

### ◆溪流全体撮影

- ①施設を中心として溪流全体が立体的及び背後の林地概況（背景）が見えるように、斜め方向の高い位置から撮る。

### ◆複数施設撮影

- ①下流側から構造物が一連している状況を撮る。

### ◆異常箇所撮影

- ①位置の特定できる写真（全景、局所）を必ず撮る。
- ②ポール、リボンテープ、スケール等を使用してアップ写真を撮る。

### ●留意事項

- ①原則、前回撮影の写真（治山台帳の写真）と同じ撮影地点、アングルで撮る。目標となる背景物（立木とか岩石）を入れる。
- ②原則、下流側から上流側に向けた写真とする。
- ③計測機器の目盛が判るようにアップ写真も撮る。
- ④なるべく一枚の写真に収まるように撮るのが望ましいが、パソコンでパノラマ処理する場合も考慮して撮る。

## 山腹工・地すべり対策工

### ◆全景撮影

- ① なるべく全景を1枚の写真に納めること。
- ② 全景が撮れない場合には、下部、中部、上部などと2～3枚のつながりのあるように撮る(なお、パソコンでパノラマ処理する場合も考慮して撮る。)

### ◆施工区内撮影

- ① 主要工種(山腹基礎工)については、溪間工に準じて撮る。
- ② 植生の生育状況を下層及び上層について撮る。
- ③ 水路工等が施工されている場合には、流水の状況及び湧水の状況を撮る。

### ●留意事項

- ① 山腹斜面を撮る場合には、カメラを垂直に立てないと平面的になるので、対岸の高い位置から撮るのが望ましい。
- ② 全景写真は原則として、下方又は対岸から撮る。対岸から撮れない場合には、斜面の傾斜が判るように崩壊地の端に立って斜めから撮る。
- ③ 前回撮影の写真(治山台帳の写真等)と同じ撮影地点、アングルで撮る(目標となる背景物(立木、岩石)を入れる)。

別紙5 石積調査（該当するものに○印をする。）

施設名( )

構造 ①空石積 ②練石積 ③混合積み ④その他( ) ⑤不明

積み方 ①布積 ②谷積 ③乱積 ④その他( ) ⑤不明

天端処理 ①切天端 ②隅天端 ③巻天端 ④笠石 ⑤その他( ) ⑥不明

石材の加工分類（整形か自然石か等）

① 間知石 ②野面石 ③丸割石 ④割石 ⑤その他( ) ⑥不明

石材の大きさ 1つの石の大きさ(縦 cm×横 cm×奥行き cm程度)

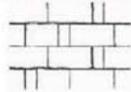
参考資料（石積みの基礎知識）

《積み方による分類》

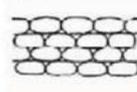
①布積

・各段のたかさを水平に揃えて積み、横目地が一直線になる積み方。

切石布積



玉石布積



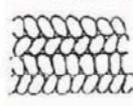
②谷積

・一定の谷ができるように剣先をうえにして刻みながら積む方法。

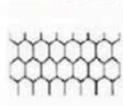
切石谷積



玉石谷積（往復積）



亀甲積



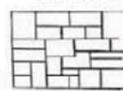
堤防谷積



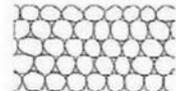
③乱積

・様々な大きさの石を組み合わせて積み上げる

切石乱積



玉石乱積



乱積

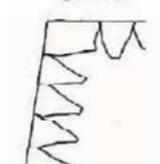


《天端処理》

①切天端



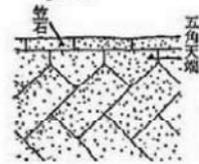
②隅天端



③巻天端



④笠石



《石の加工による分類》

- ①間知石 →寸法に割ってつくる石
- ②野面石 →河川や山から集めた石をそのまま利用
- ③丸割石 →野面石の大きいものを割って利用
- ④割石 →型をつくらず割った石（自然の石の形を利用）

別表

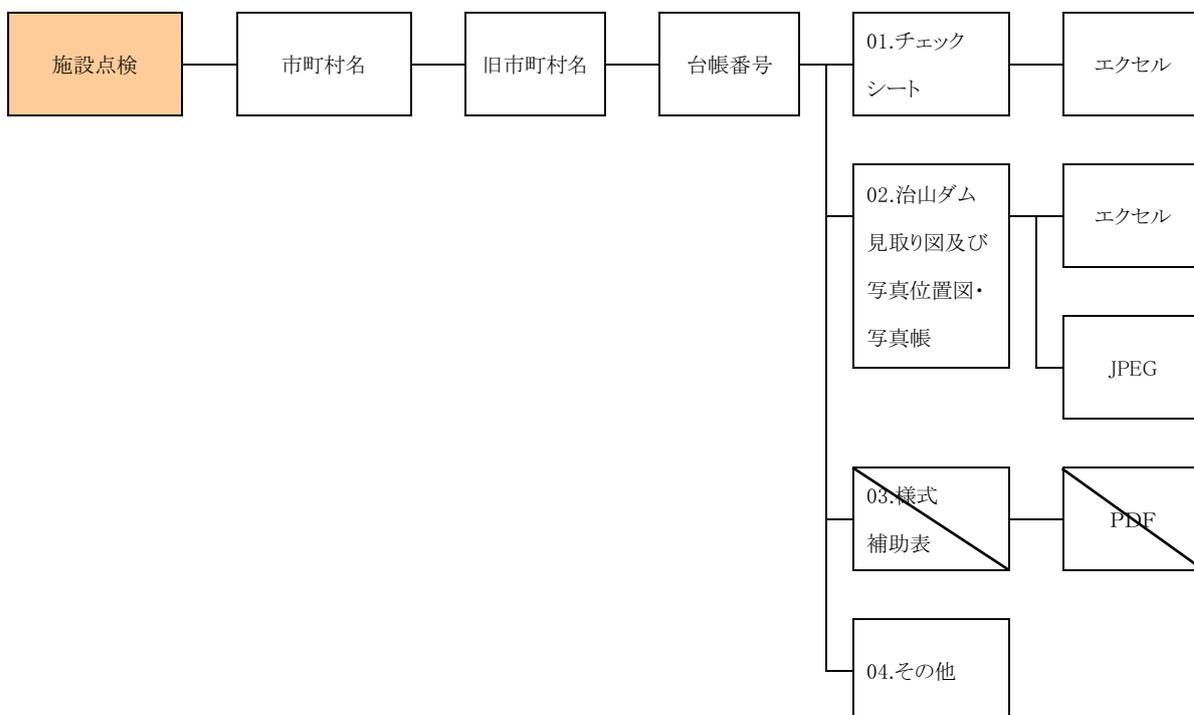
構造物本体の評価

Aランク	「施設の破損が著しい」、「施設の修繕が必要である」などの施設破損が著しい箇所についての評点である。
Bランク	「施設の破損があり、施設自体若しくは外力により破損の進行する恐れがある」、「今後、施設の修繕が必要である」などの施設の破損は見受けられるものの、急を要するものではないと診断された箇所についての評点である。
Cランク	施設に破損は見受けられない」、「施設に小規模な破損がある」などの、施設の修繕等が必要でないと診断された箇所についての評点である。

周辺状況の評価

Aランク	「新生崩壊やクラックが存在する」、「早急に手当が必要である」などの崩壊が著しい箇所についての評点である。
Bランク	「小規模な崩壊があり、今後、進行する恐れがある」、「今後、崩壊等の修繕が必要であると思われる」などの崩壊は見受けられるものの、急を要するものではないと診断された箇所についての評点である。
Cランク	「崩壊等は見受けられない」、「周辺に小規模な崩壊等がある」などの、崩壊の修繕等が必要でないと診断された箇所についての評点である。

オリジナルフォルダ分け



治山施設現地検査シート 記載例

溪間工(谷止工、護岸工等)

										点検年月日	2016/2/1																
調査者所属 (株)〇〇〇										点検者氏名					△△ □□												
治山台帳番号 ×××-〇〇〇										工事番号					複第△△号												
施工年度 S50										事業名					復旧治山												
施工箇所 〇〇市大字△△××										過去の補修履歴					H16に県単治山事業により、谷止工のクラック補修を実施												
緯度		36		度		33		分		55.5		秒		経度		139		度		20		分		15.8		秒	
種別 No.1 コンクリートブロック積護岸工										諸元																	
工種・部位	点検項目	異常		異常の概略*	部位別健全度(1~4)	工種・部位	点検項目	異常		異常の概略*	部位別健全度(1~4)																
		あり	なし					あり	なし																		
谷止工 床固工 帯工	本体	天端摩耗(コンクリート)	○		放水路中央部 L=5.5m、D=50cm(最大) 上流端までは達していない。	3	護岸工 流路工	変形		○																	
		堤体損傷		○					傾倒		○																
		石積みの欠落(石積)	○		欠落個数N=5個	2		損傷(鋼製・木製のみ)		○																	
		ひび割れ(コンクリート)		○				ひび割れ(クラック) 目地の開き (コンクリート、ブロック積)		○	目地の開き W=3mm(最大)	2															
		クラックによる漏水(コンクリート) 内部材劣化による漏水(石積)	○		堤体左岸部中央	2		漏水		○																	
		目地の開き		○				ブロックの欠落 (ブロック積)		○	欠落個数N=3個	2															
		傾倒		○				接続部開き・漏水		○	W=3mm(最大)、漏水少量有り	2															
		埋没		○				部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)		○																	
		間詰部の損傷		○				部材の破断・ボルト欠損、 中詰材の流出 (鋼製・木製のみ)		○																	
		変形(鋼製・木製のみ)		○				部材の脱落 (鋼製透過型のみ)		○																	
		部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)		○				底版コンクリートの摩耗 (鋼製透過型のみ)		○																	
		部材の破断・ボルト欠損、 中詰材の流出 (鋼製・木製のみ)		○				流木等による閉塞 (鋼製透過型のみ)		○																	
		袖部	損傷		○				その他付帯施設等	安全施設の異常		○	昇降金具の折れ曲がり														
石積みの欠落(石積)			○			周辺の森林 状況等	溪床または渓床侵食の発生 や拡大		○	右岸袖部直上 L(斜面長)=4.0m、W=5.0m、 D=50cm																	
ひび割れ(コンクリート)			○				新規の山腹崩壊や地すべり、 落石発生や既往崩壊地の拡大		○																		
変形(鋼製・木製のみ)			○				溪床の新規土石流堆積物 や巨礫、流木の堆積		○	施設上流の右岸溪床に新規の 堆積土砂を確認(W=5.0m、 d=1.0m、φmax=1.5m)																	
部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)			○				流木の堆積及び溪床沿いの 流木になる恐れのある立木		○																		
部材の破断・ボルト欠損、 中詰材の流出 (鋼製・木製のみ)			○				土砂等の堆積状況 (堆砂数への植生侵入状況)	満砂	未満砂	未満砂の場合、余裕高、湛水の 有無等を記載																	
基礎部洗掘	○		放水路中央部直下 L=8m、D=50cm(最大) 堤底部は空洞化していない。	2			○		草本類が疎らに繁茂する。 木本類は見られない。																		
袖部洗掘		○																									
・保全対象の状況 ・施設群としての評価		・保全対象：人家10棟、県道(L=200m) ・施設群としての評価：上下流に溪間工が存在するが、施設間の距離があるため関連性は低い。																									
現地検査者 施設全体の 健全度判定	○健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷・劣化																				概要	(異常の原因)・天端摩耗、基礎洗掘：崩壊地を抱える大流域で、流水・流砂が多いため。 ・石積の欠損、漏水：冬期に凍結するため、凍結融解作用と考えられる。				
	○健全度Ⅱ	施設の機能は維持されているため経過観察とする																					(修繕予定時期、修繕方法、概算工事費、判定の理由など)				
	●健全度Ⅲ	機能低下が生じる可能性があり、早期に対策が必要																					・天端が最大50cm摩耗しているが、上流端に達しておらず、部位別健全度3とした。				
	○健全度Ⅳ	安定性や強度が低下しており、緊急に対策が必要																					・周辺の森林状況等からは、土砂生産が活発な状況が窺えるが、顕著な経年変化は見られないと判断し、施設全体の健全度もⅢとした。				

※異常の概略は、異常箇所の位置、規模、追加調査の結果等を記載する。  
異常の規模が計測可能であれば、計測値を記入し、次のように記載する。  
計測値の記載例：本数(N=〇本)、延長(L=〇m)、幅(W=〇m)、深さ(D=〇m)、高さ(H=〇m)等  
規模の記載単位は、1mを超える場合はm単位、1m未満の場合はcm単位、1cm未満の場合はmm単位とする。



点検日時
点検者名
市町村名
台帳番号
箇所名

写 真 帳			
標識		アクセス道	
全 景		堤名版	
各部位		各部位	